

BABY HAS COME!

いびがわ 子育て ハンドブック

- ・子育て家庭を応援！
- ・子育て支援施設ですてきな仲間をつくろう♪
- ・揖斐川町の子育てサービス情報

発行日：令和7年7月

(C)KF STUDIO

＊もくじ＊

1	妊娠したら	2
●	妊娠の届出、母子健康手帳の交付と妊婦相談	2
●	妊婦健康診査の助成・妊婦のための支援給付の申請	2
2	赤ちゃんが生まれたら	2
●	出生届	2
●	出産育児一時金の申請・福祉医療費受給者証（乳幼児）の手続き	3
●	すこやかベビー祝金の申請	3
●	揖斐川町第二子以降出産祝い金の申請	3
●	児童手当の手続き・産婦健康診査助成金の申請	4
●	1か月児健康診査助成金の申請	4
●	新生児聴覚検査助成金の申請・育みサポートおむつ宅配事業・産後ケアの利用について	5
●	乳幼児訪問を行います	6
3	子どもの健康のために	7
●	任意予防接種費用の助成をしています	9
●	健康診査を受けましょう	9
●	子どもの具合が悪くなったら ～生後1か月から6歳くらいまで～	10
●	近隣病院・町内医院の紹介	11
●	各種教室も充実しています	12
4	幼児教育・保育を受けるには？	13
●	幼稚園に入所するには	13
●	トッドラズフォレストに入所するには	17
●	一時保育、病児・病後児保育について	18
●	小学校の放課後、留守家庭児童教室を利用したい	18
5	各種制度をお知らせします	19
●	医療費の助成	19
●	児童手当の支給	20
●	幼児教育・保育の無償化	21
●	給食費を助成、修学旅行費を補助、小・中学生の就学を援助	22
●	高等学校就学準備等支援金の申請	23
●	高校生の通学定期券購入費を補助	24
●	チャイルドシート等を貸し出しています	24
●	各種資金援助・貸付	24
6	ひとり親家庭を支援	25
●	児童扶養手当	25
●	医療費の助成	26
●	母子寡婦福祉資金貸付制度	26
7	障がいのある子どもの家庭を支援	27
●	手帳の交付	27
●	医療費の助成、特別児童扶養手当	27
●	児童福祉サービス（障がい児通所給付）の利用	28
●	揖斐川町スマイルブックについて	29
●	障害者福祉給付金、障害児福祉手当	30
8	図書館のご案内	31
9	揖斐川子育て支援センターへ行こう！	32
10	子育てに関する相談窓口	33



1 妊娠したら



● 妊娠の届出、母子健康手帳の交付と妊婦相談【揖斐川保健センター】

医師に妊娠と診断を受けた人は、早めに母子健康手帳をもらいに揖斐川保健センターへ行きましょう。

- 持ち物
- ・ 病院で発行された妊娠届出書
 - ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（マイナンバーカードなど）
 - ・ 妊婦の本人確認ができるもの（運転免許証・パスポートなど）

母子健康手帳は、妊娠から出産、そして赤ちゃんの成長の記録となります。
母子健康手帳と一緒に、「妊婦健康診査受診票」をお渡ししています。

※手帳交付と妊婦相談日 平日9時～16時45分（要予約）



● 妊婦健康診査の助成（14回分）【揖斐川保健センター】

揖斐川町に住民票がある期間、妊婦健康診査票を持って、県内の産婦人科医で受診すると、その時の診察料が公費で負担されます。

県外で受診される人は、手続き方法が異なりますので、あらかじめ申し出てください。



● 妊婦のための支援給付の申請【揖斐川保健センター】

妊娠期から子育て期まで、すべてのご家庭が安心して子育てができるよう、身近で相談できる「伴走型相談支援」を充実させるとともに、子育てにかかる費用の「経済的支援」を実施します。

給付金の交付を受けるためには、申請が必要になります。妊娠届の提出後にご案内します。

■支給内容

妊娠届出後に妊婦1人あたり5万円、妊娠している子ども1人あたり5万円を支給します。

2 赤ちゃんが生まれたら



● 出生届【住民生活課】

赤ちゃんの誕生おめでとうございます。新しい家族との生活が始まります。

いろいろな「子育てサービス」のスタートは「出生届」からです。

生まれた日から14日以内に「出生届」を役場住民生活課または各振興事務所へ届け出ましょう。 ※「母子健康手帳」が必要です。

同時に「福祉医療」や「児童手当」の手続きもしましょう。

※夜間、土日も届け出はできますが、手続きのために平日に来庁していただく必要があります。



● 出産育児一時金の申請【住民生活課】



お子さんを出産するときにはたくさんの費用がかかります。
出産にかかる費用をご準備いただく負担を和らげ、少しでも安心して出産していただくため、健康保険から出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み（直接支払制度）になっています。

これにより、医療機関等の窓口で支払う出産費用は出産育児一時金を上回った額のみとなります。

※対応していない医療機関もありますので、詳しくは医療機関等におたずねください。

● 福祉医療費受給者証（乳幼児）の手続き【住民生活課】



高校生世代（0歳～18歳の年度末）までの医療費が助成されます。
住民生活課または各振興事務所ですべての手続きをしましょう。

※詳しくはP19で説明しています。

● すこやかベビー祝金の申請【子育て支援課】



すこやかベビー祝金は、お子様が生まれた世帯に対し、
児童の健全な育成と家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に支給しています。

- 対象者 揖斐川町の住民基本台帳に登録されている者
- 祝金 出産子1人につき50,000円（口座振込）
- 持ち物 振込先金融機関口座確認書類（通帳等）



● 揖斐川町第二子以降出産祝金の申請【子育て支援課】

お子さんの誕生をお祝いするため、町内にお住まいで第2子以降の子が生まれた世帯に対し、100,000円の祝金を支給します。

■支給対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- ・第2子以降の子を出産した母またはその配偶者で、その子の出生日において、町内にその子と同じ住所を有する方。
 - ・第2子以降の子の出生日に、その子以外の児童（※）を養育している方。
- ※18歳に到達してから最初の3月31日までの者。

■支給額

出生した第2子以降の子1人につき、100,000円を支給します。

■申請方法

祝金を受け取るには申請が必要です。

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して役場子育て支援課に提出してください。

■申請期限

出生日から6か月以内に申請してください。

● 児童手当の手続き【子育て支援課】



お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に、子育て支援課または各振興事務所で手続きしましょう。

※公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先へお尋ねください。

■**支給対象**：0歳から高等学校卒業まで（※1）の児童を養育している人

■**支給額**：3歳未満（第1子・第2子）・・・・・・・・・・15,000円
（月額）（第3子以降）・・・・・・・・・・30,000円
3歳以上高等学校卒業まで（※1）（第1子・第2子）・・10,000円
（第3子）・・・・・・・・・・30,000円

※1 18歳の誕生日後の最初の3月31日まで
令和6年10月から制度が改正されました。詳しくはP.20へ

● 産婦健康診査助成金の申請【揖斐川保健センター】



産後2週間と産後1か月に実施される産婦健康診査（お母さんの健診）の費用を助成します。
（産後1か月の健診のみ実施される医療機関もあります。）

■**助成金額** 1回につき5,000円まで（最大2回まで。超えた額は自己負担となります。）

■**手続き方法** 産婦健康診査受診票が使用できる医療機関で検査を受けた人は、受診票を医療機関に提出してください。
産婦健康診査受診票が使用できない医療機関で検査を受けた人は、下記のものを持って保健センターで手続きをしてください。できる限り検査後半年以内に申請を行ってください。

【持ち物】・母子健康手帳、結果票
・医療機関発行の領収書
・助成金申請書兼請求書（用紙は保健センターにあります。）
・振込先の口座番号のわかるもの（通帳など）

● 1か月児健康診査助成金の申請【揖斐川保健センター】



1か月児健康診査の費用を助成します。（令和7年1月1日開始）
出産後28日から生後6週末満の期間に1か月児健康診査を受診した乳児が対象です。

■**助成金額** 6,000円まで（超えた額は自己負担となります。）

■**手続き方法** 1か月児健康診査受診票が使用できる医療機関で検査を受けた人は、受診票を医療機関に提出してください。
1か月児健康診査受診票が使用できない医療機関で検査を受けた人は、下記のものを持って保健センターで手続きをしてください。できる限り検診後半年以内に申請を行ってください。

【持ち物】・母子健康手帳、結果票
・医療機関発行の領収書
・助成金申請書兼請求書（用紙は保健センターにあります。）
・振込先の口座番号のわかるもの（通帳など）

● 新生児聴覚検査助成金の申請【揖斐川保健センター】



新生児聴覚検査（生後2日頃、赤ちゃんが自然睡眠中に頭に専用の器具を貼り付け、小さな音を聞かせて、音が聞こえた時に出る脳波の一種を検査します。）の費用を助成します。

■助成金額 検査費用のうち初回検査と確認検査をそれぞれ3,000円
（超えた額は自己負担となります。）

■手続き方法 新生児聴覚検査受診票が使用できる医療機関で検査を受けた人は、受診票を医療機関に提出して使用してください。
新生児聴覚検査受診票が使用できない医療機関で検査を受けた人は、下記のものを持って保健センターで手続きをしてください。できる限り出産後半年以内に申請を行ってください。

【持ち物】・母子健康手帳、結果票

- ・医療機関発行の領収書
- ・助成金申請書兼請求書（用紙は保健センターにあります。）
- ・振込先の口座番号のわかるもの（通帳など）



● 育みサポートおむつ宅配事業【揖斐川保健センター】

お子さまの健やかな成長を応援し、安心して育児ができる環境を整えるため、おむつ等のベビー用品の宅配を兼ねて、育み支援員が産後の家庭を訪問します。

■対象者 令和7年4月1日生まれ以降の児とその保護者

■内容 町内在住の乳幼児のいる家庭に、おむつ等のベビー用品をお届けします。
1回5,000円相当。1歳頃までに3回実施。

■申請方法 出生届を提出してから、子育て支援課窓口で申請してください。
後日、町の委託事業者が直接、宅配日時の調整を行います。

● 産後ケアの利用について【揖斐川保健センター】



出産後のお母さんが安心して子育てできるように、お母さんの体と心のケア、育児サポートを行う『産後ケア事業』を実施しています。ご心配なことやお困りのことがございましたら、お気軽に保健センターにご相談ください。

■対象者 下記すべてに当てはまる方

- ・町から利用承認を受けた方
- ・揖斐川町民の方で出産後1年未満の母子
- ・母子ともに医療的な処置が必要ない方

※必要に応じて、保健センターの保健師と産後ケア施設で連携を取りながらサポートします。

■サービスの種類

- ・ショートステイ（宿泊のご利用）
- ・デイサービス（日帰りのご利用）
- ・訪問

■利用方法

利用を希望される場合は揖斐川保健センターにご相談ください。
※利用料は一部自己負担有り。

● 乳幼児訪問を行います【揖斐川保健センター】

♥こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

揖斐川町では、赤ちゃんのご家族の健康を願うとともに、安心して子育てをし、赤ちゃんをすこやかに育ていけるよう、お手伝いします。その第一歩として、乳児訪問をおこなっています。赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に、出生後1か月頃保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談に対応します。この時に、乳児健診や予防接種の案内を一緒にお持ちします。

♥家庭訪問事業

続けて支援が必要な家庭には、保健師や保育士が家庭訪問を行います。必要な時は保健センターに相談してください。（☎ 23-1511）



子どもの健康のために



揖斐川町で行う母子保健事業の流れは次のとおりです。

詳細は、「保健カレンダー」「広報いびかわ」「揖斐川町公式ホームページ」をご覧ください。

転入された方は、予防接種や乳幼児健診などの説明をさせていただきますので、揖斐川保健センターまでお問い合わせください。



	妊娠中	赤ちゃん誕生	生後1か月ごろまで	生後3～4か月
				
届け出	妊娠届 母子健康手帳	出生届 児童手当・医療費など		
健診	妊婦歯科健康診査 妊婦健康診査	★新生児聴覚検査助成事業 産婦健康診査	1か月児健康診査	乳児健康診査
予防接種			予防接種	
訪問		妊婦・産婦・乳児・幼児 訪問		
教室	パパ・ママ教室			
集いの場所	揖斐川子育て支援センター	乳幼児相談		



Response	Percentage
Yes	100%

● 任意予防接種費用の助成をしています【揖斐川保健センター】

次のとおり接種費用の助成をしています。

ご不明な点は、揖斐川保健センター（☎ 23-1511）までお問い合わせください。

■おたふくかぜ・インフルエンザについて、費用の一部を助成します。（口座振込）♡

接種後に、下記のものを持って保健センターで手続きをしてください。

- ・母子健康手帳または予防接種済証等の接種記録
- ・ワクチン接種にかかる領収書
- ・振込先口座番号のわかるもの（通帳など）

※インフルエンザワクチンの助成対象接種期間は10月1日～翌年3月31日です。

※申請期限は接種後1年以内です。

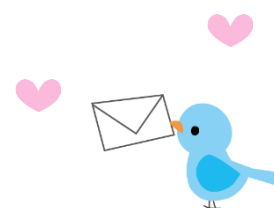


予防接種の種類	助成の対象となる接種年齢	助成額	助成回数
おたふくかぜ	1歳から小学校就学前	3,000円	1回
インフルエンザ	妊婦・生後6か月から高校3年生相当の年齢の方	2,000円	1回/年

【注意】任意予防接種は、医師と相談のうえ個人の意思により接種を受けるものです。予防接種の間隔、効果や副反応などについては、かかりつけの医師や接種を受ける医師などによくご相談ください。

● 健康診査を受けましょう【揖斐川保健センター】

『保健カレンダー』を各世帯に毎年4月に配布し、対象者・日時・持ち物などをお知らせします。対象となるお子さんの保護者には、「健診のお知らせとお願い（問診票）」を個別に事前に郵送します。対象以外のお子さんは、事前に保健センターまでご連絡ください。



年 齢	内 容	持ち物など
乳児健康診査 (4か月前後のお子さん)	問診・身体計測、内科診察、ふれあい遊び、離乳食初期のお話、育児・離乳食相談、ブックスタート(絵本プレゼント)	・乳児健診問診票 ・母子健康手帳 ・バスタオル
10か月児健康診査	問診・身体計測、内科診察、ふれあい遊び、歯のお話、事故予防のお話、育児・離乳食相談、歯科相談	・10か月児健診問診票 ・母子健康手帳 ・バスタオル
1歳6か月児健康診査	問診・身体計測、内科診察、歯科診察、歯科相談、育児相談、栄養相談、フッ素塗布(希望者)	・1歳6か月児健診問診票 ・母子健康手帳

■近隣病院・町内医院の紹介



病 院	所 在	電話番号
西濃厚生病院	大野町下磯293-1	36-1100
大垣市民病院	大垣市南瀬町4-86	0584-81-3341
新生病院	池田町本郷1551-1	45-3161
産婦人科		
いびレディースクリニック	揖斐川町三輪719-1	23-0050
内科		
いびがわ診療所	揖斐川町三輪2497	22-2000
いび漢方クリニック	揖斐川町三輪451	21-0055
小林医院	揖斐川町黒田439	23-1531
のだ医院	揖斐川町三輪111-8	22-3939
野原クリニック	揖斐川町清水1673	22-0348
ファミリークリニックやひろ	揖斐川町長良657-1	22-0112
谷汲中央診療所	揖斐川町谷汲名礼246-7	56-3133
長瀬診療所	揖斐川町谷汲長瀬1510	56-3003
春日診療所	揖斐川町春日六合3420	58-0011
久瀬診療所	揖斐川町東津汲974-1	54-2040
藤橋国保診療所	揖斐川町東横山644-10	52-2100
坂内国保診療所	揖斐川町坂内広瀬312	53-2107
歯科		
揖斐川歯科医院	揖斐川町三輪30-8	22-0770
ますだ歯科	揖斐川町清水1090-6	22-0648
のはら歯科医院	揖斐川町脛永409	23-1200
はなもも歯科医院	揖斐川町三輪172	22-2119
みずたに歯科クリニック	揖斐川町上南方480-3	35-8822
みどりの森歯科医院	揖斐川町上南方509-1	23-1817
小児科		
いびがわ診療所 【木曜15:30~17:30】	揖斐川町三輪2497	22-2000

● 各種教室も充実しています【揖斐川保健センター】

乳幼児健診や予防接種のほかに次の教室を開催しています。
詳しくは保健カレンダーや広報いひかわ、揖斐川町公式ホームページをご覧ください。

【発育測定】

内容：身体計測、育児・栄養・歯科相談 ♡
日時：第2月曜日（祝日の場合は翌日）9時30分～10時15分
（月によって変動有り、子育て支援センターのピッコロだよりを参照してください。）
場所：子育て支援センター

【乳幼児相談】 案内はありません。

内容：身体計測、育児・栄養・歯科相談 ♡
日時：9時～11時 日程は保健カレンダーを参照してください。
場所：揖斐川保健センター



【離乳食教室】 個別通知でご案内します。

対象：生後7～8か月児
内容：離乳食のお話、口腔機能のお話、身体計測（希望者）
日時：年6回 9時30分～11時30分
場所：揖斐川保健センター

【2歳児教室】 個別通知でご案内します。

内容：①親子遊び
②虫歯予防・歯のブラッシング相談
③食事のお話
☆ご希望の方は個別相談ができます
日時：年8回 9時15分～11時30分
場所：揖斐川保健センター



【歯科健診・フッ化物塗布】

個人案内はありません。詳しくは保健カレンダーでご確認ください。
ご希望の方は、受診票が必要になるので保健センターへお申込みください。

- ・内 容：歯科指導・相談、歯科診察、フッ化物塗布
- ・場 所：郡内指定歯科医療機関
- ・持ち物：受診票、母子健康手帳、自己負担金200円



4 幼児教育・保育を受けるには？



「子ども・子育て支援制度」と「認定こども園」について

平成27年度より、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。

子ども・子育て支援新制度では、児童福祉施設である保育所と学校施設である幼稚園のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を進めています。

認定こども園には4つの種類があり、揖斐川町立幼稚園は平成31年4月から『保育所型認定こども園』に移行しました。



● 幼稚園に入所するには【子育て支援課】



幼稚園一覧

	保育所名	定員	所在地	対象年齢	通常の利用時間	開所時間
1	やまと・きたがた幼稚園	170	房島124番地 Tel22-3120	生後 6か月～	1号認定 8:30～ 13:00	7:30～ 19:00
2	いび幼稚園	100	三輪1388番地 Tel22-0420			
3	きよみず幼稚園	45	清水1329番地1 Tel22-0826	満1歳～	2号・3号認定 8:30～ 16:30	7:30～ 18:30
4	おじま幼稚園	100	小島548番地2 Tel22-1021			
5	たにぐみ幼稚園	90	谷汲名礼1247番地1 Tel56-3011			
6	かすが幼稚園	30	春日川合1668番地2 Tel57-2319	休園中		
7	くぜ幼稚園	30	西津汲710番地1	休園中		
8	ふじはし幼稚園	20	東横山1016番地	休園中		
9	さかうち幼稚園	20	坂内広瀬166番地2	休園中		

※脛永地区の方で養基保育園に入園を希望される場合は、養基保育園（☎ 0585-45-3139）へお問い合わせください。

※トッドラズフォレスト（小規模保育所）に入園を希望される場合は、揖斐幼稚園（☎ 0585-22-6008）へお問い合わせください。



■教育・保育給付認定区分等について

子ども・子育て新制度のもとで幼稚園等を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。認定は次の3つの区分に分けられます。

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用できる時間
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間 (概ね4時間)
	あり	2号認定	保育短時間(最大8時間) または 保育標準時間(最大11時間)
満3歳未満	あり	3号認定	

※保育の必要性とは、児童の保護者や同居の祖父母などが就労や疾病等により家庭以外での保育を必要とするかどうかをいいます。

また、2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて保育が利用できる時間(保育の必要量)を併せて認定します。



○1号認定子どもの利用について

【認定の概要】

1号認定は3歳以上の児童で、教育・保育を希望される人に対する認定になります。

2号・3号認定のような保護者の就労状況等に係る制限はありません。

【通常の利用時間】 8:30~13:00

原則的な教育標準時間は概ね4時間とされていますので、通常の利用時間は8:30から13:00まで(4.5時間)となります。

○2号認定・3号認定子どもの利用について

【認定の概要】

2号認定・3号認定は保護者等が就労や疾病等により家庭以外での保育を必要とするため保育を希望される人に対する認定になります。

【通常の利用時間】 8:30~16:30

通常の利用時間は8時間ですが、長時間の保育が必要な場合には各園の開所時間の範囲内で保育の必要量に限らず、次の「長時間(延長)保育」が利用できます。

○共通事項について

【長時間（延長）保育】

利用対象者：通常の保育時間（8：30～16：30）を超えて保育を希望する者

利用方法：各園へ直接申し込みください。

【土曜日保育】

事前申し込みによる希望保育を実施します。保育を必要とする園児を半日または一日保育します。

【障がい児保育】

集団生活が可能な障がい児を保育します。ただし、障がいの程度によっては対応できない場合がありますので事前に子育て支援課（TEL22-2791）までご相談ください。

■入園の申し込み（教育・保育給付認定申請）に必要な書類について

各要件の確認のために、該当する書類を提出して下さい。

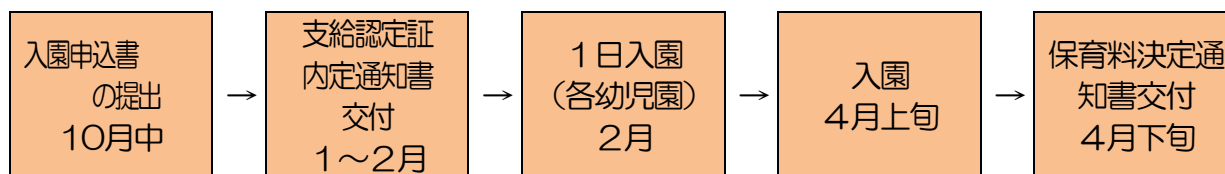
◎保育の利用を必要とする理由を確認するために必要な書類（2号・3号認定の場合）

区 分	状 況	必 要 書 類
(1)就労	保護者が家庭の内外で日常的に仕事をしている場合 (月48時間以上)	勤務状況のわかるもの (雇用形態に応じて異なります) ・外勤 ・自営 ・農業 ・内職 ・就労証明書 (※保育を必要とする事由証明(申出)書と兼用) ・前年の確定申告書の写し ・耕作証明など農地面積のわかるもの ・農業所得を申告した前年の確定申告書の写し ・直近1か月分の支払い明細書の写し ※ 任意の様式がなければ、事由証明(申出)書を使用して下さい。
(2)妊娠・出産	児童の母親が妊娠中または出産間もない場合 ※入園期間は原則、産前6週間から産後8週間まで	母子健康手帳の写し ①保護者氏名 ②分娩予定日が確認できるもの
(3)疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合	医師の診断書又は身体障害者手帳等の写し ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A・B ・精神障害者福祉手帳1・2級 (写しの場合は、①対象者の氏名②障害の状況・等級が確認できるもの)

(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人がおり、保護者がその家族の介護・看護のため、その児童の保育ができない場合	介護等される方の状況を確認できるもの ・身体障害者手帳等の写し（等級は(3)と同じ）、または介護保険被保険者証の写し(要介護認定3以上) (①対象者の氏名②障害の等級や要介護状態区分が確認できるもの)
(5)災害復旧	火災や風水害、地震などの不幸があった場合 ※入園期間は原則、その復旧までの間	罹災証明書
(6)求職活動	保護者が求職活動中の場合 ※入園期間は原則、入園日から3か月	求職活動申立書 ※就職が決定次第、就労証明書を必ず提出してください。
(7)就学	保護者が就学している場合	学生証の写し、または在学証明書

※上記の表以外に、別途証明書等が必要になる場合があります。

■入園までの流れは？



提出された書類等を基に審査を行い、認定区分等を決定します。また、入園すべき保育の必要性や希望理由等により利用調整を行います。定員の都合などにより、希望する園へ入園できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※入園受付の日程と詳細については、『広報いびかわ』等でお知らせします。

詳しくは、子育て支援課または各幼児園へおたずねください。

■途中入所を希望する場合

年度途中に入所を希望される場合も事前に申し込みが必要です。子育て支援課で随時受け付けていますが、受け入れできない場合もありますのでご了承ください。





■利用者負担額について

○保育料について・・・0～2歳児が対象です。

保育料は、保護者（原則として父母）の市町村民税所得割課税額を合算した金額により、階層を区分して決定します。

また、4月から8月までの保育料等は前年度、9月から翌年3月までの保育料は当年の市町村民税額に基づき決定されます。

★第2子以降保育料の無料化について（町独自事業）

揖斐川町に住所がある世帯のうち、同一世帯で子どもを2人以上養育しており、出生の最も早い者から数えて2番目以降の児童に係る保育料は無料となります。

○給食費について・・・3～5歳児が対象です。

給食費（主食費・副食費）の金額は施設ごとに異なります。

揖斐川町立幼稚園の給食費は1月あたり4,600円です。

★幼稚園給食費の無料化について（町独自事業）

揖斐川町に住所があり、揖斐川町立幼稚園に在籍する児童の給食費は、所得の状況に関係なく無料です。

■なかよしタイム

毎月第2・第4水曜日に各園で園庭開放を行います。

詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。



● トッドラズ フォレスト（小規模保育所：学校法人 揖斐幼稚園）に入所するには【子育て支援課】

平成29年度から認可しました。0歳～2歳までのお子さんが対象で定員は19人です。揖斐幼稚園入園後と一貫したカリキュラムを行います。いつでも園見学を受けることができますので、直接ご連絡ください。（電話予約：揖斐幼稚園 22-6008）



● 一時保育について【子育て支援課】

保護者の仕事や病気等で保育を必要とする子どもをいび幼稚園で一時的に保育します。
事前の申込書が必要ですので、いび幼稚園（☎22-0420）までお申込みください。

対象児童	未就園児（生後6か月以上）
開設日	月曜から金曜までの午前8時30分から午後4時30分 ※開園日
利用時間	1日8時間まで 1か月につき14日以内
利用金額	

3歳未満児	4時間まで 1,000円	8時間まで 2,000円
3歳以上児	4時間まで 800円	8時間まで 1,600円

● 病児・病後児保育について【子育て支援課】

「いびっこ」は、揖斐厚生病院の大野町への移転に伴い、令和5年9月30日をもって事業を終了しました。その後の病児・病後児保育については、協定を締結している市町村（大野町・池田町・神戸町・北方町・岐阜市）の施設が利用できます。
詳しくは各市町村にお問い合わせください。

● 小学校の放課後、留守家庭児童教室を利用したい【子育て支援課】

就労等の事情から昼間保護者の方が留守になり、放課後に適切な保護が出来ない家庭のお子さんをお預かりする留守家庭児童教室を実施しています。

■対象児童・家庭

小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者の就労等により保護が月15日以上欠け、その状態が3か月以上継続する家庭の児童。

■開設場所

- ・揖斐小学校
- ・大和小学校
- ・北方小学校
- ・清水小学校
- ・小島小学校
- ・谷汲保健センター

■開設日時

平日 月～金曜日・・・授業終了時から18時まで
夏・冬・春休み期間・・・8時から18時まで



■休業日

土曜日、日曜日・祝日・年末年始

そのほか学校行事・警報などにより休室、時間変更場合があります。

■保育料・保険料

保育料 月額4,500円 保険料 年額1,620円

その他おやつ代は各教室実費



5 各種制度をお知らせします



● 医療費の助成【住民生活課】



子育て家庭の経済的負担を軽くするために高校生世代（18歳に達した年度末）までの医療費を助成しています。

医療機関で支払う窓口負担分（医療保険対象分のみ）が無料になります。

住民生活課または各振興事務所へ申請し、「福祉医療費受給者証」の交付を受けてください。



助成対象者	対象の範囲	所得制限
乳幼児 児童・生徒	入院・通院ともに高校生世代（18歳に達した年度末）まで（ただし、他の制度に該当する者を除く）	なし
母子家庭等	・18歳未満の年度末までの児童を現に扶養している 配偶者の無い母とその児童 ・父母のいない18歳未満の児童	児童扶養手当制限額準用
父子家庭	・18歳未満の年度末までの児童を現に扶養している 配偶者の無い父とその児童	児童扶養手当制限額準用
重度心身 障害児（者）	・身体障害者手帳1級～3級所持者 ・療育手帳A1・A2・B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	特別児童扶養手当制限額準用

■県外の医療機関で受診した場合

一旦窓口で支払った後、必要な書類を持って住民生活課または各振興事務所へ申請してください。後日、口座へ振り込みます。

■申請に必要な書類

領収書、通帳など振込先の口座番号のわかるもの、福祉医療費受給者証



● 児童手当の支給【子育て支援課】



次代の社会をにやう児童の健やかな成長のために、児童を養育している方に支給される手当です。

令和6年10月から児童手当制度が大幅に改正されたことにより、所得制限の撤廃、支給対象が高校生年代（※1）までに拡大、第3子以降の支給額が30,000円となりました。

■支給対象者

高校生年代（※1）までの児童を養育している方。

■手当月額

・3歳未満

第1子、第2子 : 15,000円

第3子以降 : 30,000円

・3歳～高校生年代（※1）

第1子、第2子 : 10,000円

第3子以降 : 30,000円



■算定対象となる子（※2）

22歳到達年度末までの子

◎18歳到達年度末～22歳までの子どもについては、その親に経済的負担がある場合に限り算定対象とする。（別途「監護相当・生計費負担についての確認書」が必要）

■支払日

8月10日（6月～7月分）

10月10日（8月～9月分）

12月10日（10月～11月分）

2月10日（12月～1月分）

4月10日（2月～3月分）

6月10日（4月～5月分）

※10日が休日の場合はその直前の平日（金融機関の営業日）となります。

■申請について

出生および転入など、高校生年代（※1）までの児童を養育している方は申請が必要です。

■現況届

令和4年度より、現況届の一律提出義務が廃止となりました。

ただし、一部の受給者の方は引き続き提出が必要です。事前に案内を送付しますので、6月中に提出してください。

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※2 手当月額における子の数は、算定対象となる子の数をカウントし、その数が3人以上の場合、第3子以降の加算の対象となります。

● 幼児教育・保育の無償化（新制度未移行幼稚園）【学校教育課】

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の設立により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化を実施しています。教育委員会学校教育課では「新制度未移行幼稚園」の無償化についての申請を取り扱っています。（対象外経費有・限度額有・要件有）



■幼稚園利用料

月額限度額：25,700円

対象：満3歳児から5歳児（小学校就学前）

■預かり保育利用料

月額限度額：11,300円。利用日数に応じて月額限度額は変動（450円×利用日数）。

対象：共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定事由に該当する3歳児から5歳児（小学校就学前）。

満3歳児は、保育の必要性の認定事由に該当し、かつ市町村民税非課税世帯のみ対象となり、月額限度額16,300円。

■給食費助成

□3歳児～5歳児

給食費（主食費・副食費）相当分（月額上限4,600円）を補助。

□満3歳児

副食費相当分（月額上限4,500円）を補助。

対象：年収360万円相当世帯と、所得に関わらず第3子（小学校第3学年終了前を算定基準とする）以降の子ども。

● 幼児教育・保育の無償化（認可外保育施設等）【子育て支援課】

「新制度未移行幼稚園」以外の無償化については、子育て支援課へお問い合わせください。



■幼稚園等の預かり保育

- ・対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ・幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。

■認可外保育施設等

- ・対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ・3歳児から5歳児までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無料になります。

● 給食費を助成（学校給食費助成金）【学校教育課】



小中学校に在籍している児童生徒の給食費を町が助成します。

- 対象者 揖斐川町に住所があり、揖斐川町立小中学校、組合立養基小学校及び県立揖斐特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者
- 支給金額 給食費実費

● 修学旅行費を補助（修学旅行費補助金）【学校教育課】



小中学校に在籍している児童生徒の修学旅行費を町が補助します。

- 対象者 揖斐川町に住所があり、揖斐川町立小中学校、組合立養基小学校及び県立揖斐特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者
- 支給金額 小学生1人あたり限度額 30,000円
中学生1人あたり限度額 50,000円

● 小・中学生の就学を援助【学校教育課】



♥ 新入学児童生徒応援金

小中学校に入学する児童生徒に対して応援金を贈り祝福します。

- 対象者 揖斐川町に住所があり、翌年度の就学予定者として入学通知を送付された者及び就学年度途中に入学してきた第1学年の児童生徒
- 支給金額 1人あたり3万円分の地域振興券



♥ 就学援助費支給制度

経済的理由によって小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

- 対象者 町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が援助が必要であると認定した方。
- ① 生活保護法に規定する要保護者
 - ② 市町村民税が非課税である世帯
 - ③ 児童扶養手当を受給している世帯
 - ④ 保護者の職業が不安定で生活状態が極めて悪いと認められる世帯等



■支給金額（令和 7 年度）

支給項目	年間支給額	
	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
通学用品費 (第 1 学年を除く)	2,270 円	2,270 円
新入学児童生徒学用品費 (次年度入学予定者)	57,060 円	63,000 円
校外活動費：宿泊なし	1,600 円 (上限額)	2,310 円 (上限額)
校外活動費：宿泊あり	3,690 円 (上限額)	6,210 円 (上限額)
修学旅行費 (実施学年のみ)	—	10,910 円 (上限額)
卒業アルバム代	11,000 円 (上限額)	10,000 円 (上限額)
オンライン学習通信費 (長子のみ)	15,000 円	15,000 円

※ 修学旅行費（中学校）については、修学旅行費補助金との差額を支給

■お申し込み

※

学校にある申請書に必要事項を記入し、お子さんの通う小中学校へ提出します。

● 高等学校就学準備等支援金の申請【学校教育課】

中学校卒業後の進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減のため、中学 3 年生の児童の保護者等に対し、支援金を支給します。

■対象児童

平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれで、令和 7 年 9 月 30 日現在で揖斐川町内に住民登録がある児童

■支援金の額

対象児童 1 人につき 3 万円

■支給対象者

対象児童を監護し生計を同じくする保護者

■支給手続き

①対象児童を要件とした令和 7 年 10 月分の児童手当を揖斐川町から受給した方は、原則申請不要で支給します。

②上記以外の方（公務員の方、児童手当を受給している方が揖斐川町外に住所を有している世帯等）については申請が必要です。該当の方には支援金のご案内・申請書等を送付しますので、記入のうえ指定期日までに返送してください。

● 高校生の通学定期券購入費を補助【政策広報課】

養老鉄道または樽見鉄道で通学する高校生の定期券購入費の一部を補助します。

■対象者

- ・養老鉄道または樽見鉄道の通学定期券を購入し、通学する町内在住の高校生の保護者
- ・上記の世帯の者が、町税を滞納していないこと

■支給金額

購入金額の 1/3（100 円未満切り捨て）



● チャイルドシート等を貸し出しています【子育て支援課】

町内に住所があり 10 歳までの子どもの保護者の方に、ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシートの貸し出しを行っています。

- ※ 貸出期間は 1 か月以内です。（更新による延長可）
希望される場合は申請が必要です。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

● 各種資金援助・貸付



■援助

名 称	対象者	内 容	お問い合わせ先
揖斐川町 交通遺児激励金	・交通事故により、親（父又は母）等を亡くされた方 ・町内に住所がある方 ・義務教育修了または高等学校等修了までの方	乳幼児および小学生 45,000円 中学生 50,000円 高校生など 50,000円	揖斐川町役場 総務課 ☎22-2113
岐阜県 交通遺児激励金	・交通事故により、親（父又は母）等を亡くされた方 ・県内に住所がある方 ・義務教育修了または高等学校等修了までの方	乳幼児および小学生 15,000円 中学生 20,000円 高校生など 25,000円	揖斐川町役場 総務課 ☎22-2113
岐阜県 犯罪被害遺児 激励金	・犯罪被害により、親（父又は母）等を亡くされた方 ・県内に住所がある方 ・義務教育修了または高等学校等修了までの方		

■奨学金貸付

経済的に修学が困難な学生に対し、各種団体による奨学金の貸付制度があります。援助や貸付を受けるにはそれぞれ条件がありますので、詳しくは各団体にお問い合わせをお願いします。

取扱機関	対象者	お問い合わせ先
岐阜県	大学・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程の学生	岐阜県教育委員会教育財務課 (☎ 058-272-8734)
日本学生支援機構	大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の学生	在籍する学校の奨学金窓口 または、日本学生支援機構 (☎ 03-6743-6100)
あしなが育英会	大学・高等学校・専修・各種学校・大学院の学生で保護者が亡くなられた、または重度後遺障害を負われた方	あしなが育英会 (☎ 03-3221-0888)
財団法人 交通遺児育英会	大学・高等学校・専修・各種学校・大学院の学生で保護者が交通事故により亡くなられた、または重度後遺障害を負われた方	交通遺児育英会フリーダイヤル (☎ 0120-521286)



6 ひとり親家庭を支援

● 児童扶養手当【子育て支援課】

父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、母または父に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

なお、令和6年11月1日から法律の一部が改正され、所得制限額と第3子以降の加算額が引き上げられました。

■支給対象者

18歳到達後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級相当）以上の障がいがある児童で、以下の理由により、父または母と生計をともにできない児童を養育している母または父、もしくはその他の養育者に対して、支給されます。ただし所得制限があります。

- ・父母が離婚
- ・父または母が死亡
- ・父または母が障害により就労不可
- ・父または母が生死不明
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が1年以上拘禁されている
- ・母が婚姻せずに出産



※申請者・同居家族に対する所得制限、年金の受給資格などにより、手当が支給されないことがあります。

■手当額（月額） 令和7年度

児童	全額支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降の加算額（1人につき）	11,030円	11,020円～5,520円

■支払日

- 5月11日（3月～4月分）
- 7月11日（5月～6月分）
- 9月11日（7月～8月分）
- 11月11日（9月～10月分）
- 1月11日（11月～12月分）
- 3月11日（1月～2月分）

※11日が休日の場合はその直前の平日（金融機関の営業日）となります。

■現況届 毎年1回、8月に現況届の提出が必要です。

※事前に案内文を送付します。

● 医療費の助成【住民生活課】

18歳未満の児童を扶養している配偶者のない母または父とその児童、父母のいない18歳未満の児童の医療費を助成します。

※P17.18をご覧ください。

● 母子寡婦福祉資金貸付制度

母子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭および寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、就学支度資金・修学資金などにする貸付を行うもので、岐阜県が実施しています。

詳しくは、揖斐県事務所福祉課（☎ 0585-23-1111）までお問い合わせください。

7 障がいのある子どもの家庭を支援



● 手帳の交付【健康福祉課】

障がいの種類や程度に応じていろいろな福祉サービスを受けやすくするために、手帳の交付を行っています。

手続きに必要なものをご持参のうえ、健康福祉課または各振興事務所へ申請してください。

手帳の種類	障がいの内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳	身体に障がいのある方がいろいろな支援を受けるために必要な手帳です。 障がいの種類は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害等です。 程度は1級から6級までの区分があります。	- 指定医師による診断書 - 顔写真(縦4cm×横3cm) - マイナンバーがわかるもの
療育手帳	知的障がいのある方がいろいろな支援を受けるために必要な手帳です。 障がい程度の総合判定により、A1、A2、B1、B2の区分があります。 ※判定機関での判定が必要となります。	- 顔写真(縦4cm×横3cm) - マイナンバーがわかるもの
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある方がいろいろな支援を受けるために必要な手帳です。 手帳の有効期間は2年間で、2年ごとに障がいの状態を確認し、更新が必要です。 障がいの程度により、1級から3級までの区分があります。	- 指定医師による診断書 - 顔写真(縦4cm×横3cm) - マイナンバーがわかるもの

● 医療費の助成【住民生活課】

障がいの程度が重度のお子さんの医療費（保険対象分）を助成します。

※詳しくはP17.18をご覧ください。

● 特別児童扶養手当【子育て支援課】

知的や精神または身体に障がいのある児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当です。

■ 支給対象者

障がいのある満20歳未満の児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、または父母に代わって児童を養育している方に対して手当を支給します。ただし、所得制限があります。

※施設に入所されている場合は該当しません。

■手当月額（令和7年度）

1級 56,800円 2級 37,830円 ※児童一人についての金額

■支払日

8月11日（4月～7月分）
12月11日（8月～11月分）
4月11日（12月～3月分）

※11日が休日の場合はその直前の平日（金融機関の営業日）となります。



■申請について

手当を申請されるにあたっては、子育て支援課までお問い合わせください。

■所得状況届

毎年1回、8月に所得状況届の提出が必要です。

※事前に案内文を送付します。



● 児童福祉サービス（障がい児通所給付）の利用【健康福祉課】

障がいのあるお子さんが地域の中で自分らしく暮らしていくことができるように、児童発達支援などのサービスを提供します。

なお、サービスを利用するためには、健康福祉課へ相談・申請が必要です。

詳しくは健康福祉課へお尋ねください。



★児童発達支援事業所★

就学前の発達に心配事などがあるお子さんに対し、日常生活における基本的な動作（言葉・身体の使い方など）の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

事業所名	住所	電話番号
いびがわアップル	揖斐川町上南方 193	23-1139
リハビリのもり	揖斐川町三輪 2259-9	35-5678

【放課後等デイサービス】

就学している児童に対し、放課後または休業日に児童発達支援センター等で、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

事業所名	住所	電話番号
リハビリのもり	揖斐川町三輪 2259-9	35-5678

【医療型児童発達支援】

障がいのある児童に対し、医療的管理下において、日常生活における基本的な動作等の指導や訓練、必要な治療を行います。



【保育所等訪問支援】

障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

★相談支援事業所★

児童福祉サービスを利用する際に、利用のための計画を作成します。また、サービスを提供する事業所との連絡調整を行います。



事業所名	住所	電話番号
揖斐川町相談支援事業所 けやき	揖斐川町上南方193	0585-23-1149
障害者生活支援センター プラス	揖斐川町長良24-1	0585-21-3152

● 揖斐川町スマイルブックについて【健康福祉課】

◎揖斐川町スマイルブックとは・・・



活動に対して苦手さを感じたり、困り感を持ったりするお子さんの保護者をはじめ、お子さんと関わるすべての大人が協力し、お子さんにとって何が一番よいことか、どのような支援ができるのかを考え、引き継いでいくものです。

お子さんが生まれてから大人になるまでの成長・発達の様子を記録するようにします。お子さんが大人になったときに、自分の特性を十分に理解し生かしながら自立し安心して暮らせる姿をめざします。

■希望される方…健康福祉課またはいびがわアップルにお尋ねください。

● その他の手当・制度【健康福祉課】

【揖斐川町障害者福祉給付金】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方に対し、福祉の増進を図るため給付金を支給しています。

対象者および支給額は次のとおりです。

対象等級		給付金額
身体障害者手帳	1級、2級	年18,000円
療育手帳	A1、A2	
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級	
身体障害者手帳	3級	年 9,000円
療育手帳	B1	
精神障害者保健福祉手帳	3級	
身体障害者手帳	4級	年 6,000円
療育手帳	B2	

【障害児福祉手当】

在宅で、20歳未満の重度障がい児（身障1級及び2級の一部程度）、重複障がい（身障2級と重度の知的障がい等との合併など）がある児童を対象に支給されます。（所得制限あり）

※施設入所している場合は対象外

■支給額 月額 16,100 円（令和7年度）

8 図書館のご案内

●揖斐川町立図書館

名 称	所 在 地	電 話	開館時間
いびかわ図書館	上南方27-9	22-0219	平日 9:00~17:30 土・日・祝日 9:00~17:00
谷 汲 図 書 館	谷汲名礼264-2	56-3733	9:00~17:00
坂 内 図 書 館	坂内広瀬166-2	53-3860	水・金曜日 9:00~17:00

※休館日 月曜日・祝日の翌日・館内整理日（毎月第4金曜日）・蔵書点検期間
年末年始（12月28日～1月4日）・3月31日

■「いびかわ図書館」児童書コーナー（1階）のご案内

岐阜県産の木材を使用しています。木の香りやぬくもりを感じながらご利用いただくことができます。絵本・紙芝居・児童書を取りそろえ、お子さんや親子が気兼ねなくゆっくり本を読み、過ごすことができるスペースです。

●児童コーナー

幼児から小学生向けの本を置いています。

●お話のへや

毎月第1, 3, 4土曜日は、「おはなしボランティア」による絵本や紙芝居の読み聞かせを開催しています。

※開催日は、広報「いびかわ」または図書館カウンターでご確認下さい。

●絵本コーナー

靴をぬいで、ゆったりと本を読むことができます。

赤ちゃん向けの「絵本コーナー」もあります。

●木育ひろば

「木のおもちゃ」や「木に関する本」に触れ、木の良さを知ることができます。

木製のブロック「カプラ」は、1種類のブロックを積み重ね、建物や乗り物、動物まで作ることができ、作る楽しさや崩す楽しさを体験することができます。

9 揖斐川子育て支援センターへ行こう！



『子育て支援センター』は、妊婦から入園前の親子が気軽に遊べる施設です。親と子が共に遊び、体験を通して楽しさや喜びを共有しながら、のびのび子育てしていきましょう。

子育てに関する不安や悩み、心配事など、お気軽にご相談ください。

場 所	所 在 地	★ 開館時間
揖斐川子育て支援センター	揖斐川町上南方193	9時00分～12時00分 13時00分～16時00分 『あそびの場』 12時00分～13時00分は 遊具点検・換気・消毒をしています。

■開館日 月～金曜日 毎月第3土曜日

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休館

■利用料 無料

■利用できる人

相 談 ……妊婦・0歳～18歳までの子どもとその家族等

相談は随時受け付け

夜間・休日は揖斐川町役場へ

あそびの場…幼児園、保育園および幼稚園に入園していない乳幼児と保護者（祖父母も可）、妊婦



■主な活動紹介

- 年齢別交流会（同じ年に生まれた親子の交流）
- 出前保育（幼稚園や保育園、地域公民館での遊びと育児や子育て相談の場）
- アップルキッズ（満3歳のお子さん対象・小集団での遊び）
- お話ルーム（お話サークル・地域講師によるお話）
- ベビーマッサージ（親子の愛着づくり）
- リトミック（リズム遊び）
- 親子体操（親子で体を動かして楽しもう）
- リフレッシュ体操（大人対象・体をほぐしてシェイプアップ）
- ヨガ教室（大人対象・ヨガを通してリフレッシュ）
- 英語で遊ぼう（英語の歌遊びやゲーム遊び）
- 音楽のひろば「ハーモニー」（歌を歌ったり、楽器を鳴らしたりしてリフレッシュ）
- リコーダー演奏会（地域サークルによる演奏の鑑賞）
- ピアノ演奏会（地域サークルによる演奏の鑑賞）
- おさんぽ会（地域散策）
- 季節の行事（子育て運動会、クリスマス会）
- 野菜の収穫
- 木育遊び（ぎふの木を使った玩具、地域の方が作った玩具での遊び）

10 子育てに関する相談窓口

子育てに関する問題、悩み事などを聞いてもらいましょう。秘密は、固く守られます。

■乳幼児相談

機関名	相談内容など	連絡先
揖斐川保健センター	発育、その他に関する相談 食事（離乳食、栄養）などに関する相談	23-1511

■子育て相談



機関名	相談内容など	連絡先
揖斐川子育て支援センター	子育て相談（0～18歳） 就労相談 （大垣ハローワーク・マザーズコーナー来所）	23-1136

■ことば・心身の発達相談

機関名	相談内容など	連絡先
児童発達支援事業所 「いびがわアップル」	発達に心配事などがあるお子さんや保護者の方の相談に応じます。 （揖斐川町上南方193）	23-1139
西濃子ども相談センター （児童相談所）	悩みを持っているお子さんや、ご両親がお困りのお子さんのことについて専門家が相談に応じます。 （大垣市禾森町5-1458-10）	0584-78-4838
岐阜県発達障害者支援センター	発達で気になることがあれば、専門家が相談に応じます。 （岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内）	058-233-5106 （相談専用電話）

■女性相談・その他相談窓口



機関名	相談内容など	連絡先
岐阜県女性相談センター	さまざまな悩みを持つ女性のよき相談相手となり、一緒に問題解決の方法を探ります。	058-213-2131
揖斐県事務所 福祉課	揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内	23-1111
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	就業相談、情報提供、弁護士相談	058-268-2569
岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	セクシュアル・ハラスメントや職場環境、地域の慣行など、男女の性差に関する悩みの相談	058-278-0858



■電話相談



機関名	相談内容など	連絡先
こども家庭センター	妊産婦・子ども・家庭の相談全般	0585-21-0003 (8:30~17:15)
子ども・家庭110番 (県中央子ども相談センター)	子ども相談全般(養護、虐待、いじめ、不登校、非行など)	0120-76-1152 058-276-4152
岐阜県青少年SOSセンター	青少年の悩み全般	0120-247-505
子育て電話相談 (ぎふ子育て応援ステーション)	就学前の子育て全般	0570-019-783
こころのダイヤル119	心の健康・福祉	058-233-0119
いじめ相談24 (県総合教育センター)	いじめ	0120-740-070
ヤングテレホンコーナー (県警察本部)	いじめ・非行など	0120-783-800
地区少年サポートセンター	いじめ・非行など	0120-783-802
発達相談(かがやき)ダイヤル (県総合教育センター)	発達・学習など	0120-743-070
教育相談ほほえみダイヤル (各県教育事務所)	学校教育全般	0120-745-070
子どもの人権110番 (岐阜地方法務局)	子どもの人権	0120-007-110
女性の人権ホットライン (岐阜地方法務局)	女性の人権	0570-070-810
子ども医療電話相談窓口 (休日・夜間)	小児救急	#8000
救急電話相談窓口 (24時間365日)	救急電話相談	#7119
県民生活相談センター	生活全般	058-277-1001
岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	男女が共に自分らしく生きられるよう、さまざまな悩みを抱えている人の相談	058-278-0858

♥地域の相談員

町内には、**民生委員・児童委員**(主任児童委員含む)の皆さんが、子育てなどの福祉に関する「地域の相談相手」として活躍しています。
詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

おわりに...



子育て支援サービスについてお分かりいただけただけでしょうか？
分からないことや、悩み事があれば、いつでもご相談ください。

揖斐川町は、とても豊かな自然に恵まれた町です。
標高 1,300m を超える伊吹山、町の中央部を北西から南東に流れる揖斐川など、
美しい緑と水に囲まれた町での生活は、人々の心を穏やかにしてくれます。

一人でも多くの方に「揖斐川町で子育てをしてよかった。」と思っていただけるように
わたしたちは、これからも子育てしやすい環境づくりに取り組んでいきます。

このハンドブックが、みなさまの暮らしのお役に立てますように願っています。





♥ 揖斐川町役場 直通電話番号 (市外局番 0585)

部署名	直通電話番号
政策広報課	22-2112
総務課	22-2113
住民生活課	22-2786
健康福祉課	22-2790
子育て支援課	22-2791
学校教育課	23-0115
揖斐川子育て支援センター	23-1136
揖斐川保健センター	23-1511
いびがわ図書館	22-0219



【編集発行】

揖斐川町住民福祉部子育て支援課

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

URL : <https://www.town.ibigawa.lg.jp>

